

出入国在留管理庁職員の選考採用について(IT人材・係長級)

出入国在留管理庁は、我が国の秩序ある社会の実現と経済・社会の健全な発展に寄与するべく、出入国の管理、在留の管理、退去強制、難民等の認定、外国人の受入れ環境整備の5つの柱を担う官庁です。

円滑かつ厳格な出入国在留管理を実現するための基盤である IT やデジタル技術の更なる活用のため、出入国在留管理庁においては以下のとおり人材を募集します。

1 職務内容

出入国在留管理庁の所掌事務のうち、以下の業務を担当する係長級職員として採用します。採用後は、国家公務員採用一般職試験合格者相当として任用されます。

(主な担当業務)

出入国在留管理庁では、外国人の出入国や在留に関する情報を一元的に管理する基幹業務システムである「外国人出入国情報システム」を中心に、外国人の出入国手続において指紋認証・顔認証により本人確認を行う「出入国管理業務個人識別情報システム」、日本人の出帰国手続及び外国人の出国手続において顔認証により本人確認を行う「顔認証ゲート」、我が国に在留する外国人からの在留申請をオンラインで行うことのできる「在留申請オンラインシステム」など、多くのサブシステム群から構成される「出入国管理システム」を運用しています。

具体的には、「ミッションクリティカルなシステム」に加え、「生体認証(指紋及び顔写真)を活用するシステム」、「身分証明書としてICカードを発行・管理するシステム」、「海外の機関と情報連携をするシステム」等、多岐にわたる特徴を持つシステムを運用しており、これらシステムの開発・運用、更には、新たに導入が予定されている「マイナンバーカードと在留カードの一体化」、「マイナンバーを利用した行政機関相互の情報連携」などの制度に対応するシステム開発等業務に従事していただく予定です。また、業務遂行中に発生した業務上の問題に対して地方局からの照会対応もしていただくため、当庁の業務についても精通していただく必要があります。

(例)

- ・ システムの開発・運用に係る各種事務(要件整理・要件定義、調達仕様書作成、予算要求、事業者や業務課との打合せ・プロジェクト進行管理)
- ・ 事業者が作成する提案資料や成果物のレビュー

- ・ 運用中のシステムに係る課題解決のための検討
- ・ 運用中のシステムに発生した障害等のトラブル対応
- ・ 従来の業務の見直し、AI等の最新技術を活用したDX化の検討
- ・ アプリケーション改修時の影響調査・工数見積もり精査
- ・ システム更改時の製品選定・サイジング調査
- ・ システムの稼働監視と閾値についての整理
- ・ 情報セキュリティに係る対策と定期的な見直し
など

2 求める人材

(必須スキル)

- ・ 全体の奉仕者たる国家公務員として働く強い熱意を有する者
- ・ 困難や未知の課題に対しても前向きに取り組むことのできる積極性・好奇心を有する者
- ・ 職員や一般利用者等の要望と、その背景にある課題を適切に汲み取り、事業者に伝えることのできるコミュニケーション能力
- ・ 課題解決への要望、予算、スケジュール等の前提・制約を踏まえて可能な限りの効果を得るため、ステークホルダー間の意見調整を適切に行うことのできる調整能力
- ・ 事業者から業務効率化や課題解決に資する提案を引き出し、品質を継続的に改善することのできる問題解決能力
- ・ 情報システムの障害発生時に際して速やかに緊急度・影響度を判断し、主体的に関係者への報告・連携を行い、事業者へは復旧までの対応を指示することのできる機動力
- ・ 事業者が実施する作業に係る工数の予実を把握し、改善が必要な部分には改善要求を行い、次回調達に繋げることのできる推進力
- ・ 情報セキュリティにおける対策の検討において、リスクとコストが最適化された仕組みを構築し組織に浸透させることができるマネジメントスキル

(歓迎スキル)

- ・ 中大規模システム(500KLOC 以上)の開発または運用の実務経験
- ・ プロジェクトマネージャー又はプロジェクトリーダーとしての実務経験
- ・ 応用情報技術者又は相当の知識

3 応募資格

次のいずれにも該当する者

- ・ 高等学校を卒業後、民間企業、官公庁、国際機関等において、正社員・正職員として従事した職務経験が2025(令和7)年6月1日現在で通算13年(大学、大学院等修了者の場合は在学年数を差し引く)以上
- ・ 3年以上の IT 分野での実務経験

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- (4) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者(令和7年度における定年年齢は62歳)

4 採用予定人数 若干名

5 採用形態 任期の定めのない常勤の国家公務員として採用 ※ 国家公務員法に基づく守秘義務や兼業制限が適用されます。

6 採用予定時期 原則として、令和7年10月1日以降 (採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください)

7 勤務地 出入国在留管理庁本庁 総務課情報システム管理室(東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー14F) ※ 基本的には採用後はシステム開発等業務を中心に従事することとなりますが、出入国在留管理行政の経験を積むため、必要に応じて、他の部署への

配置転換等が行われる可能性があります。

8 給与等

- (1) 採用時の俸給(基本給)は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に基づき、採用後の職務内容に応じ、職務経歴等を勘案して決定されます。なお、採用後の勤務実績等に応じて昇給(年1回)等があります。
- (2) 手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて支給されます(いずれも募集時点でのものとなります。)

- 期末手当・勤勉手当(ボーナス)
年2回(6月、12月)、年間4.6か月分
- 退職手当
国家公務員退職手当法に基づいて、勤続年数等に応じ、支給されます。
- その他各種諸手当等(主なもの)
 - ・ 地域手当(東京都特別区勤務の場合は俸給等の20/100)
 - ・ 通勤手当(月額150,000円を限度)
 - ・ 扶養手当(配偶者月額 3,000円、子月額 11,500円(16歳年度末～22歳年度末の間は一人につき月額5,000円加算))
 - ・ 住居手当(借家・借間に居住する場合。家賃月額に応じて、月額最高28,000円)
 - ・ 超過勤務手当(実績に応じて支給)
 - ・ 本府省業務調整手当(係長級は17,500円)
 - ・ 共済組合各種給付(高額医療費給付、出産手当金、家族出産費附加金、育児休業手当金、傷病手当金、休業手当金、介護休業手当金、その他福利厚生サービス等)
- このほか入庁後に情報関連の公的資格試験等の合格又は修了に向けての補助が受けられることがあります。

※ モデル給与例

- ・ 大学卒業後、民間企業等で当庁業務に有用と認められる業務に正社員として10年間勤務した職務経歴を有する場合:基本給(月額)約35万円(俸給+地域手当+本府省業務調整手当)
- ・ 大学卒業後、民間企業等で当庁業務に有用と認められる業務に正社員として15年間勤務した職務経歴を有する場合:基本給(月額)約37万円(俸給+地域手当+本府省業務調整手当)

9 勤務時間・休暇

- (1) 勤務時間は原則1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日、年末12月29日～年始1月3日は休みです(勤務時間外で超過勤務が生じる場合があります。)
- (2) 休暇は、年20日の年次休暇(10月1日採用の場合、その年に5日付与され、それ以降は1月1日に20日付与されます。また20日を限度として翌年に繰り越し可能です。)。その他休暇は以下のとおりです。
 - ・ 病気休暇(負傷又は疾病で療養が必要な場合)
 - ・ 特別休暇(夏季休暇、結婚、ボランティア、産前産後、妻の出産、育児参加、出産サポート、忌引、父母の追悼等)
 - ・ 介護休暇(負傷、疾病又は老齢による要介護者の介護を要する場合)

10 選考日程、選考方法及び試験地

- (1) 一次選考:経歴評定、論文試験
応募時に提出いただいた履歴書、論文により選考します。
一次選考合格発表日:令和7年7月下旬
※ 公募者全員に、結果をメールで通知します。
- (2) 二次選考:人物試験
令和7年8月下旬に実施します(試験日は一次選考合格者に個別にお知らせします。)。二次選考は、出入国在留管理庁本庁(東京都千代田区又は新宿区)で行います。
- (3) 最終合格発表日: 令和7年8月下旬から9月初旬

11 応募方法

- (1) 受付期間:令和7年6月10日(火)から同年7月18日(金)まで
- (2) 提出書類
 - ① 履歴書
※ 様式は自由です。3か月以内に撮影した顔写真を貼付してください。
 - ② 職務経歴書
※ 任意の様式により具体的な職務・活動内容を記載してください。
 - ③ 論文(テーマ「今後の出入国在留管理行政における IT 技術の活用について」・A4版800字～1600字程度)
※ 当庁 HP に掲載されている業務パンフレットや「出入国在留管理」を読了いただいた上で、今後の出入国在留管理行政において IT 技術をどのように活用していくべきか、また、そのプロセスにおいてあなたはどのようなことに取り組みたいか、あなたの経験がどのように生かせるのかなどを自由に論じてください。
 - ④ IT に関する資格を有する場合は当該証明書の写し

(3) 提出先

① メールの場合

recruit-immi@i.moj.go.jp

② 郵送の場合

出入国在留管理庁総務課人事企画係

住所:〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話:045-370-9755

(4) その他

応募の秘密については、厳守します。また、応募書類の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

出入国在留管理庁総務課人事企画係

住所:〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話:045-370-9755

メール: recruit-immi@i.moj.go.jp